



2024年12月11日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史  
(コード番号: 7518 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二  
(TEL. 03 - 6256 - 0615)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年2月中旬に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年12月26日(木)を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日: 2024年12月26日(木)
- (2) 公告日: 2024年12月11日(水)
- (3) 公告方法: 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)  
(<https://www.netone.co.jp/ir/stock/notice/>)

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2024年11月6日付「SCSK株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、SCSK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が2024年11月6日に公表した当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)本新株予約権(注1)及び本米国預託証券(注2)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する予定とのことであり、他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、

当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、上記 の場合には本臨時株主総会開催の要請が当社に対してなされる予定であることから、これに備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(a)本公開買付けが成立しなかった場合、(b)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できた場合、又は(c)本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合（上記 の場合）には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下 から の新株予約権を総称していいます。

2012年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2012年度新株予約権（行使期間は2012年7月3日から2042年7月2日）

2013年6月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2013年度新株予約権（行使期間は2013年7月2日から2043年7月1日）

2014年6月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2014年度新株予約権（行使期間は2014年7月4日から2044年7月3日）

2015年6月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2015年度新株予約権（行使期間は2015年7月3日から2045年7月2日）

2016年6月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2016年度新株予約権（行使期間は2016年7月5日から2046年7月4日）

2017年6月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2017年度新株予約権（行使期間は2017年7月4日から2047年7月3日）

2018年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2018年度新株予約権（行使期間は2018年7月3日から2048年7月2日）

2019年6月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2019年度新株予約権（行使期間は2019年7月2日から2049年7月1日）

2020年6月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2020年度新株予約権（行使期間は2020年7月2日から2050年7月1日）

2021年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2021年度新株予約権（行使期間は2021年7月13日から2051年7月12日）

（注2）「本米国預託証券」とは、Deutsche Bank Trust Company Americas 及びCitibank, N.A.により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券をいいます。

以上